大阪府

# 大阪府の土壌汚染対策制度

## 土壌汚染対策法と
## 大阪府生活環境の保全等に関する条例



大阪府環境農林水産部環境管理室

# 大阪府域における
# 土壌汚染対策制度の概要

## 土壌汚染とは？

土壌中に重金属、有機溶剤、農薬などの物質が、人の健康へ影響を及ぼす程度に含まれている状態をいいます。土壌が有害物質により汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的に、平成14年に土壌汚染対策法（以下「法」といいます。）が制定されました。大阪府では、府の地域状況に応じた土壌汚染対策を進めるため、平成15年に大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」といいます。）を改正し、土壌汚染に関する規定を追加しました。

法は、土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会をとらえ土地の所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けています。調査の結果、土壌汚染が判明した場合は公に知らせ、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講ずること等を定めています。

条例では、法の規制を基本に調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加しています。また、土地の所有者等の責務について規定しています。

このパンフレットにおいては、大阪府域における土壌汚染対策制度の概要についてまとめていますが、法や条例に基づく手続きや調査等の詳細については、「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き」を参照してください。

# 土壌汚染対策法・
# 大阪府生活環境の保全等に関する条例

## 法の改正履歴

- 平成15年２月15日施行
- 平成22年４月１日改正法施行
- 平成30年４月１日改正法施行
- 平成31年４月１日改正法施行
- 令和３年４月１日改正法規則施行

**＜平成31年施行の主な改正内容＞**

・調査の猶予中及び操業中の工場・事業場における一定規模以上の形質変更における規定について
・汚染の除去等の措置内容に関する汚染除去等計画の提出・完了報告の義務付け
・自然由来特例区域等の区域間の土壌の搬出について
・汚染土壌処理施設に自然由来等土壌利用施設を追加

**＜令和３年施行の改正内容＞**

・カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの基準値の改正

## 条例の改正履歴

- 平成16年１月１日施行
- 平成22年４月１日及び11月30日改正条例施行
- 平成30年４月１日改正条例施行
- 平成31年４月１日改正条例施行
- 令和元年７月１日改正条例施行
- 令和元年10月１日改正条例施行
- 令和３年４月１日改正条例規則施行

**＜平成31年施行の主な改正内容（施行日ごと）＞**

※３段階に分けて施行

〇平成31年４月１日
（・改正法との整合を図る規定整備のみ）

〇令和元年７月１日
・施設設置者による土地所有者等への情報提供について
・ダイオキシン類の区域指定の申請
・自主調査等の指針の改定等について
・汚染の除去等の措置内容に関する汚染除去等計画の提出
・完了報告の義務付けについて
・自然由来特例区域等の区域間の土壌の搬出について

〇令和元年10月１日
・調査の猶予中及び操業中の工場・事業場（条例対象施設）における一定規模以上の形質変更における規定について

**＜令和３年施行の改正内容＞**

・カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの基準値の改正

## 【手続きの流れ】

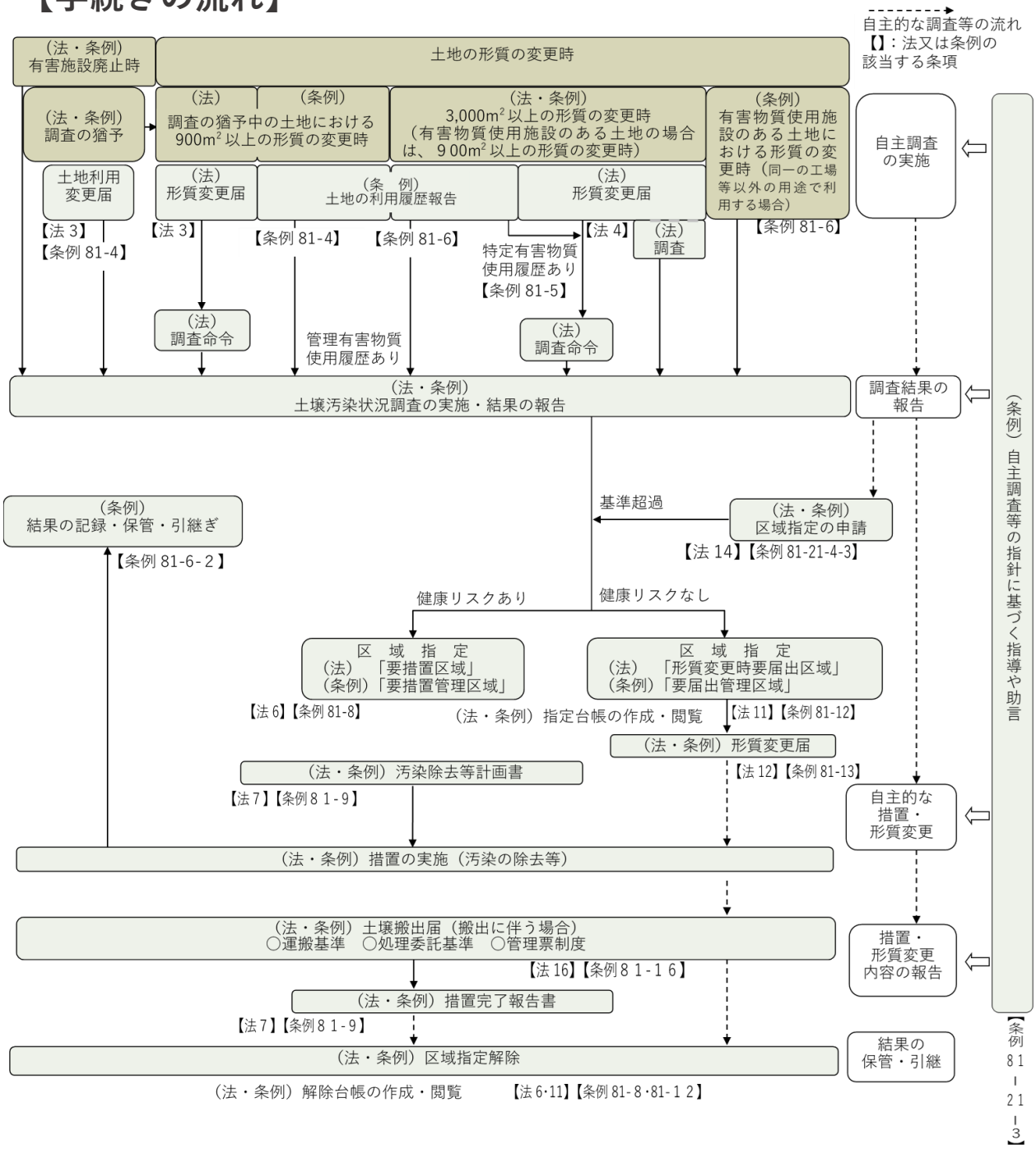


**■健康リスクとは・・・**

土壌汚染による健康リスクの大きさは、土壌が有害な物質で汚染されている程度と、汚染された土壌又は汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水に接した量（ばく露量）によって決まります。概念的に示すと次のようになります。

**土壌汚染による健康リスク　＝　汚染土壌の有害性の程度　×　ばく露量**

土壌汚染があったとしても、汚染された土壌に触れることがない場合、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用していない場合など、摂取経路が遮断されている（ばく露量がゼロ）場合、健康リスクはないといえます。

# 土地の形質の変更とは？

当該届出等の対象となる土地の形質の変更とは、以下の行為を除く「土地の形状を変更する行為全般」をいいます。

○　軽易な行為で次のいずれにも該当しない行為
　イ　土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
　ロ　土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
　ハ　土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること
○　農業を営むために通常行われる行為であって、土壌を区域外へ搬出しない行為
○　林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌を区域外へ搬出しない行為
○　鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
○　非常災害のために必要な応急措置として行う行為
○　すべて盛土の工事
○　知事により、汚染がないことが認められる土地として指定された土地の形質の変更
※法第４条届出、条例第81条の５報告にのみ適用されます。

【例１】届出対象外

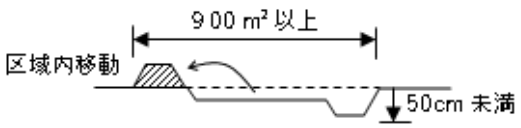


【例２】届出対象

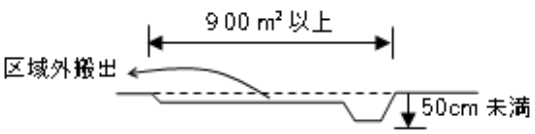


**土地の形質変更の面積の考え方**

土地の形質変更の面積とは、敷地の面積ではなく、形質の変更部分の合計面積を意味します。

また、「形質の変更」には、アスファルト等による舗装、舗装を剥がす工事や、水道・ガス等の設管工事も含まれます。

形質変更範囲が飛び地であっても、一連の形質変更行為であれば、面積は合算します。形質変更行為が一連であるかどうかは、同一の事業や目的のもとで行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に見て判断します。

【例】形質変更部分＝1,300 m²

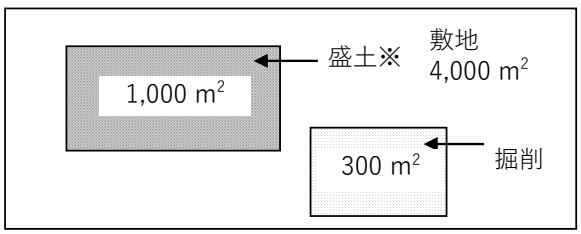


形質変更部分＝3,500 m²

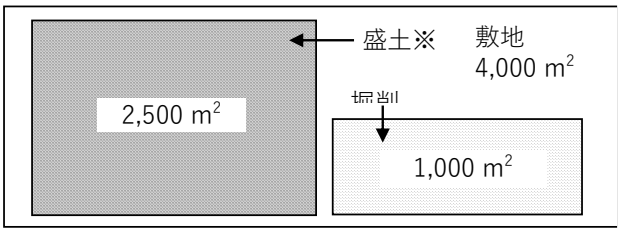


※敷地外から搬入された土砂を含む

**■土地の形質の変更者とは・・・**

土地の形質の変更者とは、その施行に関する計画の内容を決定する者であり、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的にはその施行に関する計画の内容を決定する発注者が該当します。

# 土壌汚染状況調査の契機について

土壌汚染状況調査が必要となるのは以下のような場合です。

## １．有害物質使用特定施設等の使用が廃止された工場等の敷地である土地について

（１）有害物質使用特定施設等を廃止したとき【法第３条第１項、条例第81条の４第１項】
（２）土壌汚染状況調査の義務が猶予されている工場等の敷地において900m²以上の土地の形質の変更をしようとするとき
① 法対象施設に係る工事等の敷地について【法第３条第７項】
② 条例対象施設に係る工場等の敷地について【条例第81条の４第５項】

## ２．有害物質使用特定施設が稼働中の工事等の敷地である土地について

（１）① 有害物質使用特定施設が稼働中の工場等の敷地において900m²以上の土地の形質の変更をしようとするとき【法４条第１項・条例81条の５第１項】
② 有害物質使用届出施設等が稼働中の工場等の敷地において900ｍ²以上の土地の形質の変更をしようとするとき【条例81条の６第１項】
（２）有害物質使用特定施設等が稼働中の工場等の敷地において、同一の工場等以外の用途で利用するために土地の形質の変更をしようとするとき【条例第81条の６第３項】

## ３．3,000m²以上の土地の形質の変更をしようとするとき【法４条第１項・条例81条の５第１項】

## ４．土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあるとして命令が出されたとき【法第５条】

**■有害物質使用特定施設等とは・・・**

① 特定有害物質を使用等している水質汚濁防止法に定める特定施設
② 管理有害物質を使用している条例（水質関係）に定める特定施設
③ ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設

※このパンフレットでは、①の施設を法対象施設、②、③の施設を条例対象施設と呼びます。

# １．有害物質使用特定施設等の使用が廃止された工場等の敷地である土地について

## （１）有害物質使用特定施設等を廃止したとき【法第３条第１項、条例第81条の４第１項】

有害物質使用特定施設等を廃止した場合、土地の所有者等は、土壌の汚染状況について調査し、その結果を知事（権限移譲市町村においては、市町村長に読み替えます。以下同じ。）に報告する必要があります。

※ただし、有害物質使用特定施設等を設置していた工場・事業場と同一の工場・事業場又は一般の人が立ち入ることができない工場・事業場の敷地として利用する場合は、知事の確認を受けることにより、調査が猶予されます。

## （２）有害物質使用特定施設等の廃止に係る調査が猶予されている工場等の敷地において900m²以上の土地の形質の変更をしようとするとき

### ①法対象施設に係る工場等の敷地について【法第３条第７項】

土壌汚染状況調査義務が猶予されている土地において、900m²以上の土地の形質の変更を行う場合、土地の所有者等は、あらかじめ、法第３条第７項に基づき形質変更届を提出する必要があります。

この届出を受けて、知事は法第３条第８項に基づき、土地の所有者等に対し土壌汚染状況調査の実施について命令します。命令を受けた土地の所有者等は、指定調査機関に土壌汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告する必要があります。

### ②条例対象施設に係る工場等の敷地について【条例第81条の４第５項】

土壌汚染状況調査が猶予されている土地において900m²以上の土地の形質の変更を行う場合、土地の所有者等は、形質の変更に着手する30日前までに、条例第81条の４第５項に基づき当該土地の管理有害物質の使用履歴等について調査し、その結果を知事に報告する必要があります。

この調査の結果、管理有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、土地の所有者等は、条例第81条の４第６項に基づき指定調査機関に土壌汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告する必要があります。

※3,000m²以上の形質変更を行う場合は、３の規定が適用されます。

# 2．有害物質使用特定施設が稼働中の工事等の敷地である土地について

## （1）有害物質使用特定施設等が稼働中の工場等の敷地において900m²以上の土地の形質の変更をしようとするとき

**①法対象施設に係る工場等の敷地について【法第４条第１項・条例第81条の５第１項】**

法対象施設が設置されている土地において900m²以上の土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、形質の変更に着手する30日前までに、法第４条第１項に基づき形質変更届を提出するとともに、条例第81条の５第１項に基づき当該土地の特定有害物質の使用履歴等について調査し、その結果を知事に報告する必要があります。

その結果、形質変更する土地に特定有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、知事は法第４条第３項に基づき、土地の所有者等に対し土壌汚染状況調査の実施について命令します。命令を受けた土地の所有者等は、指定調査機関に土壌汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告する必要があります。

**②条例対象施設に係る工場等の敷地について【条例第81条の６第１項】**

条例対象施設が設置されている土地において900m²以上の土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、形質の変更に着手する30日前までに、条例第81条の６第１項に基づき当該土地の管理有害物質の使用履歴等について調査し、その結果を知事に報告する必要があります。

この調査の結果、管理有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、土地の所有者等は、条例第81条の６第２項に基づき指定調査機関に土壌汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告する必要があります。※3,000m²以上の形質変更を行う場合は、３の規定が適用されます。

※１の(2)、２の(1)のどちらにも該当する場合、１の規定が適用されます。

## （2）有害物質使用特定施設等が稼働中の工場等の敷地において同一の工場等以外の用途で利用するために土地の形質の変更をしようとするとき【条例第81の６第３項】

法又は条例対象施設を設置している工場・事業場の敷地の一部において土地の形質の変更を行う場合、土地の所有者等は、条例第81条の６第３項に基づき指定調査機関に土壌汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告する必要があります。ただし、施設を設置している工場・事業場と同一の工場・事業場の敷地として利用する場合は、調査義務はありません。また、施設を設置している工場・事業場とは別の一般の人が立ち入ることができない工場・事業場の敷地等として利用する場合は、知事の確認を受けることにより、調査が猶予されます。

## ３．3,000m²以上の土地の形質の変更を行うとき【法第４条第１項・条例第81条の５第１項】

### ※１、２に該当する場合を除きます。

3,000m²以上の土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、形質の変更に着手する30日前までに、法第４条第１項に基づき形質変更届を提出するとともに、条例第81条の５第１項に基づき当該土地の管理有害物質についての使用履歴等について調査し、その結果を知事に報告する必要があります。

その結果、形質変更する土地に特定有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、知事は法第４条第３項に基づき、土地の所有者等に対し土壌汚染状況調査の実施を命令します。命令を受けた土地の所有者等は、指定調査機関に土壌汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告する必要があります。また、ダイオキシン類による汚染のおそれがあると認められた場合、土地の所有者等は、条例第81条の５第２項に基づき指定調査機関にダイオキシン類についての土壌汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告する必要があります。

※２の(1)及び３については、土地の形質の変更者が土地の所有者等ではない場合は、土地の形質の変更の実施について、土地の所有者等に説明し、それを証する資料を添付してください。

※２の(1)の①及び３については、土地の形質変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を提出することができます。

本調査票の報告者が土地の所有者等でない場合は、土地の所有者等の同意書の添付が必要になります（法第４条第２項）。

## ４．土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあるとき【法第５条】

次のいずれかに該当し、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、土地の所有者等に対し、知事が土壌汚染状況調査の実施について命令することがあります。

①地下水汚染が生じ、又は生ずることが確実であり、その周辺で地下水を飲用等に利用し、その汚染原因が土壌汚染の蓋然性の高い土地によるものであることが確実な場合

②土壌汚染の蓋然性の高い土地が、一般の人が立ち入ることのできる状態となっている場合

# 土壌汚染状況調査

## 1．調査対象物質

調査実施者は、調査対象地において特定有害物質又はダイオキシン類の使用や発生等の履歴、過去の調査結果等を調べ、汚染のおそれがあると考えられる物質を調査対象物質とします。

※法の対象工場等に係る調査においては、ダイオキシン類は調査対象となりません。

※第１種特定有害物質は、下表の分解生成物についても調査対象となります。

| 特定有害物質の種類 | 分解生成物 |
|---|---|
| 四塩化炭素 | ジクロロメタン |
| 1,1－ジクロロエチレン | クロロエチレン |
| 1,2－ジクロロエチレン | クロロエチレン |
| テトラクロロエチレン | クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン、トリクロロエチレン |
| 1,1,1－トリクロロエタン | クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン |
| 1,1,2－トリクロロエタン | クロロエチレン、1,2－ジクロロエタン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン |
| トリクロロエチレン | クロロエチレン、1,1－ジクロロエチレン、1,2－ジクロロエチレン |

## 2．調査内容

| 特定有害物質等 | 土壌含有量調査 | 土壌溶出量調査 | 土壌ガス調査 |
|---|---|---|---|
| 揮発性有機化合物<br>（第１種特定有害物質） | | ○※ | ○※ |
| 重金属等<br>（第２種特定有害物質） | ○ | ○ | |
| 農薬等<br>（第３種特定有害物質） | | ○ | |
| ダイオキシン類 | ○ | | |

※土壌溶出量調査又は土壌ガス調査のいずれかを行います。土壌ガス調査を行い、特定有害物質が検出された場合には、続いて土壌溶出量調査を行います

## 3．調査実施者

調査義務は土地の所有者等に課せられています。土地の所有者等は、法に基づき指定された指定調査機関に調査の実施を委託することが定められています。

## 4．特定有害物質の試料採取方法

試料採取は、調査対象地の最北端の地点を起点として東西南北方向に、単位区画となる10m四方の格子状に調査対象地を区画して行います。土壌含有量調査、土壌溶出量調査及び土壌ガス調査のいずれも、この単位区画（100m²）に１地点（１試料）の割合で行うことが基本です。

ただし、次のような区画では、土壌汚染が存在するおそれに応じて、採取地点の密度を粗くしたり、採取を行わなくてもよい場合があります。

**900m²に５地点（１試料）（土壌ガス調査は１地点）**

就業中の従業員が出入りする事務所、資材置き場、通路、事業用駐車場、中庭等の空き地等の**汚染が存在するおそれが少ないと認められる区域**

**試料採取不要**

山林、緩衝緑地、従業員用居住施設、従業員用駐車場、グラウンド、体育館、未利用地等、**汚染が存在するおそれがないと認められる区域**

※自然由来又は埋立用土砂由来の土壌汚染の場合の試料採取方法は異なります。

## 5．ダイオキシン類の試料採取方法

試料採取は、単位区画と平行に30m間隔で引いた線により分割された区画（以下「30m区画」といいます。）に分割します。このうち、ダイオキシン類特定施設又はダイオキシン類の発生等の可能性がある施設が存在する土地（※焼却炉等、大気経由で土壌を汚染するおそれがある施設の場合は施設から５ｍまでの範囲の土地）（汚染が存在するおそれがあると認められる土地）を含む30m区画について、ダイオキシン類土壌含有量調査を行います。この調査は30m区画毎に５地点（１試料）で行います。

また、調査対象地すべての30m区画において５地点（１試料）の試料採取による調査、又は、調査対象地すべての単位区画において５地点（１試料）の試料採取による調査を行うこともできます。

ただし、次のような区画では、調査時の試料採取にあたり、土壌汚染が存在するおそれに応じて、採取を行わなくてもよい場合があります。

**試料採取不要の場合あり**

**汚染が存在するおそれが少ないと認められる区域**

・汚染が存在するおそれがあると認められる区域

・汚染が存在するおそれがないと認められる区域

上記以外の土地は、汚染が存在するおそれが少ないと認められる区域とし、隣接する単位区画に汚染がない場合、当該単位区画の試料採取は不要です。

**試料採取不要**

**汚染が存在するおそれがないと認められる区域**

ダイオキシン類特定施設等の供用開始時から建築物（屋根及び壁を有するもの）により隔離されている土地や、舗装されている等、土壌への浸透の可能性がないと考えられる土地

※埋立用土砂由来のダイオキシン類に係る土壌汚染の場合の試料採取方法は異なります。

## 【土壌汚染状況調査の流れ】

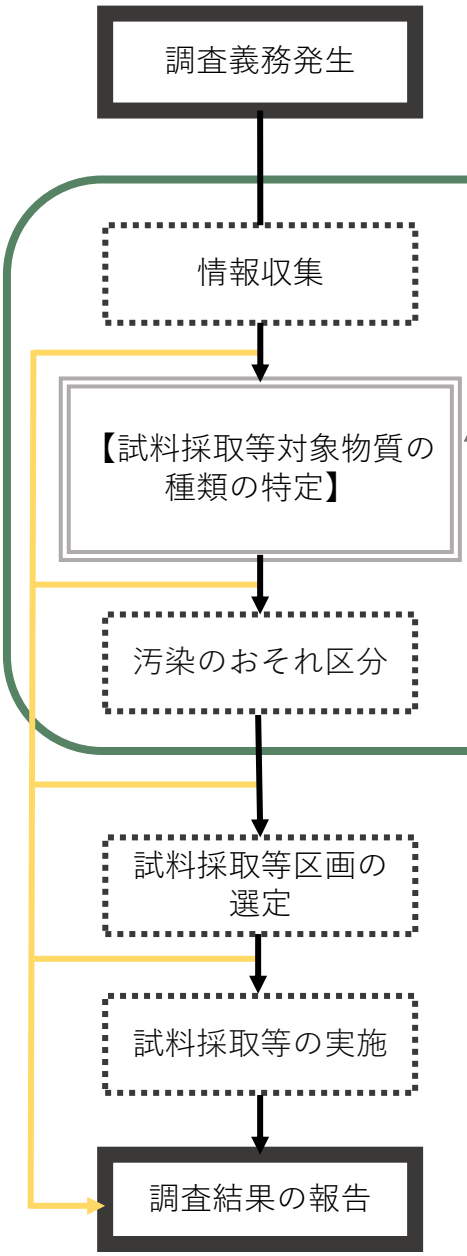


汚染のおそれの把握、区画の選定、試料採取等調査は省略可能。この場合、試料採取等対象物質については、土壌含有量基準・第二溶出量基準超過の状態とみなします。
（自然由来又は埋立用土砂由来（※特区域の条件を満たすもの）の土壌汚染について試料採取等を省略した場合は土壌含有量基準・土壌溶出量基準超過とみなします。）

汚染のおそれの把握（地歴調査）

※地歴調査とは、土壌汚染状況調査を実施する際に、試料採取等対象物質の種類の特定、調査対象地における土壌汚染のおそれの区分及び汚染のおそれが生じた位置（深度）の確定のために必要な情報を調査することをいいます。

※指定調査機関による地歴調査(情報収集・試料採取等対象物質の種類の特定・おそれの区分）により、知事から通知又は命令された物質以外の物質について土壌汚染のおそれが判明した場合は、当該物質についても、調査・報告します。

※土地の形質変更に係る調査契機の場合、土壌汚染状況調査の対象地は形質変更を行う範囲です。また、調査の深度は、最大掘削深度から１m深い深度までとすることが可能です。

# 区域の指定等

土壌汚染状況調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準に適合しないとき、知事はその土地を特定有害物質やダイオキシン類により汚染された区域として指定し、公示します。

<table>
<tr><th>健康被害のおそれ</th><th colspan="2">指定区域の名称</th><th colspan="2">定義</th></tr>
<tr><td>あり</td><td colspan="2">（法）要措置区域<br>（条例）要措置管理区域</td><td colspan="2">人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域</td></tr>
<tr><td rowspan="5">なし</td><td rowspan="5">（法）形質変更時要届出区域<br>（条例）要届出管理区域</td><td>一般管理区域</td><td rowspan="5">土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域</td><td>下記の区域を除く区域</td></tr>
<tr><td>自然由来特例区域</td><td>汚染状態が専ら自然的要因により指定基準に適合しない区域<br>（管理有害物質による汚染状態が、シアン化合物を除く第２種特定有害物質によるものであり第二溶出量基準に適合しているものに限る）</td></tr>
<tr><td>埋立地特例区域</td><td>公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、以下の①又は②に該当するものかつ人為由来の汚染がない区域<br>①昭和 52 年 3 月 15 日以降に造成された土地（管理有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しているものに限る）<br>②大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに造成された土地（管理有害物質による汚染状態が、シアン化合物を除く第２種特定有害物質によるものであり第二溶出量基準に適合しているものに限る）</td></tr>
<tr><td>埋立地管理区域</td><td>公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、以下①又は②のいずれかに該当する区域<br>①都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地<br>②①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地</td></tr>
<tr><td>臨海部特例区域</td><td>以下①、②のいずれにも該当する区域<br>①以下のいずれかを満たす土地<br>・土地の土壌の管理有害物質による汚染状態が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められる土地<br>・人の健康に係る被害が生ずる恐れがないと認められる土地（工業専用地域等であること、当該土地の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域が存在しないこと）<br>②施行管理方針の確認を受けた土地</td></tr>
</table>

知事は、それぞれの汚染区域について、土壌汚染の範囲及び汚染状況等を記載した台帳を作成・保管しており、台帳は、窓口やホームページで閲覧することができます。

〇区域の名称は、土壌汚染による健康被害のおそれの有無により異なります。また、形質変更時要届出区域（法）及び要届出管理区域（条例）は、区域の特性に応じ、それぞれ「一般管理区域」、「自然由来特例区域」、「埋立地特例区域」、「埋立地管理区域」、「臨海部特例区域」に区分されます。

**■健康被害のおそれの有無とは・・・**

汚染土壌による健康被害のおそれには、①汚染された土壌に直接触れたり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、②有害物質で汚染された地下水等の摂取によるリスクの２種類があります。具体的には、以下のような場合に健康被害のおそれがあると判断されます。

①直接摂取によるリスクあり

⇒ 土地の土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合せず、かつ当該土地に一般の人が立ち入ることができる場合

②地下水等の摂取によるリスクあり

⇒ 土地の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、かつ当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合

# 1. 区域指定の申請

土地の所有者等は、法及び条例の契機によらない土壌汚染状況調査を行った結果、当該土地の土壌の汚染状態が管理有害物質の指定基準に適合しないことが明らかになったときは、法及び条例に基づき区域指定の申請をすることができます。

指定の申請を行った場合、健康被害のおそれの有無により、要措置区域（要措置管理区域）又は形質変更時要届出区域（要届出管理区域）のいずれかに指定されます。

# 2. 指示措置

知事は、要措置区域又は要措置管理区域を指定した場合には、土地の所有者等（汚染原因者が存在する場合は、汚染原因者）に、汚染除去等計画を作成して提出すべきことを指示します。

汚染の除去等の措置の方法は、地下水等の摂取によるリスク防止と、直接摂取によるリスク防止の観点から定められています。

# 3. 汚染除去等計画の提出・結果の報告

汚染除去等計画には、講じようとする措置、措置の選択理由、措置を講ずべき期限等を記載します。提出した計画の内容を変更した場合は、変更後の計画を提出する必要があります（ただし、軽微な変更に関してはその限りではありません。）。

また、措置の実施後、汚染除去等計画の提出者は、措置の実施結果について工事完了報告書及び実施措置完了報告書を提出する必要があります。

## 【地下水等の摂取によるリスク防止措置】

| 措置の種類 | 地下水が汚染されていない場合 | 地下水が汚染されている場合 | | | | | | 指示措置の内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 揮発性有機化合物（第１種） | | 重金属等（第２種） | | 農薬等（第３種） | | |
| | | 第二溶出量基準 | | | | | | |
| | | 適合 | 不適合 | 適合 | 不適合 | 適合 | 不適合 | |
| 地下水の水質の測定 | ◎ | — | — | — | — | — | — | 地下水の水質を定められた頻度で測定する。 |
| 原位置封じ込め | ○※２ | ◎ | ◎※1 | ◎ | ◎※1 | ◎ | × | 汚染土壌の周囲に鋼矢板等を設置し、土壌汚染を原位置に封じ込めるとともに、舗装で地表を覆う。 |
| 遮水工封じ込め | ○※２ | ◎ | ◎※1 | ◎ | ◎※1 | ◎ | × | 汚染土壌を掘削し、遮水シート等を設置後埋め戻し、舗装等により地表を覆う。 |
| 地下水汚染の拡大の防止 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できる地点で揚水を実施、又は透過性地下水浄化壁を設置し、地下水の水質の測定を行う。 |
| 土壌汚染の除去 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 汚染土壌を原位置で浄化する。又は、掘削除去し、汚染されていない土壌で埋戻す。 |
| 遮断工封じ込め | ○※２ | × | × | ○ | ○ | ○ | ◎ | 汚染土壌を掘削し、35cm以上のコンクリートによる遮断設備を設置後に埋め戻し、舗装等で地表を覆う。 |
| 原位置不溶化・不溶化埋め戻し | ○※２ | × | × | ○ | × | × | × | 汚染土壌に薬剤等を注入、あるいは掘削混入することにより、有害物質が溶出しないようにする。 |

◎：支持する措置、○：適用可能な措置、×：適用不可能な措置
※１　汚染土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要です。
※２　「地下水が汚染されている場合」において適用されない汚染のケースには、適用できません。
（例　第３種特定有害物質による汚染で第二溶出量基準に不適合の場合には、原位置封じ込め及び遮水工封じ込めの措置は適用できません。原位置不溶化・不溶化埋め戻しの措置は、第２種特定有害物質による汚染で第二溶出量基準に適合している場合のみ適用できます。）
　また、「地下水が汚染されている場合」において※１が付いている汚染のケースでは、第二溶出量基準に適合させてから適用する必要があります。

## 【直接摂取によるリスク防止措置】

| | 通常の土地 | 盛土では支障がある土地※1 | 乳幼児の砂場・遊園地等※２ | 措置の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 立入禁止 | ○ | ○ | ○ | 柵等により、立ち入りの禁止措置をとり、立札を立て、地表をシート等により覆う。 |
| 舗　　装 | ○ | ○ | ○ | 3cm 以上のｱｽﾌｧﾙﾄ又は 10cm 以上のｺﾝｸﾘｰﾄ等により地表を覆う。 |
| 盛　　土 | ◎ | × | × | 50cm 以上の汚染されていない土壌により地表を覆う。 |
| 土壌入れ替え | ○ | ◎ | × | 50cm 以上の表層の汚染土壌を深層の汚染されていない土壌と入れ替える。 |
| 土壌汚染の除去 | ○ | ○ | ◎ | 汚染土壌を原位置で浄化する。又は、掘削除去し、汚染されていない土壌で埋め戻す。 |

◎：指示する措置、○：適用可能な措置、×：適用不可能な措置
※１　住宅やマンション（1階部分が店舗等の住宅以外の用途であるものを除く。）で、盛土して50cmかさ上げされると日常生活に著しい支障が生ずる土地。
※２　乳幼児の砂遊びに日常的に利用されている砂場や、遊園地等で土地の形質変更が頻繁に行われ盛土等の効果の確保に支障がある土地。

# 4．調査結果等の記録・保管・引き続き

　土壌汚染に関する情報を適切に把握するために、土地の所有者等は、法や条例に基づき実施した土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置の結果について記録し、これを保管する必要があります。
　また、土地の所有者等に変更があった場合には、新しい土地所有者等にその記録を引き継ぐ必要があります。

# 5．指定区域内での土地の形質の変更の制限

【要措置区域又は要措置管理区域】
　土地の形質の変更は原則として禁止されています。
【形質変更時要届出区域又は要届出管理区域】
　土地の形質の変更をしようとする者は、着手する14日前までに、知事に届出を行う必要があります。知事は、その施工方法が一定の基準に適合しない場合には、届出者に施工方法に関する計画の変更を命ずることがあります。

※通常の管理行為等、環境省令で定める行為については届出対象外です（土壌の状況調査に係るボーリング等）。
※臨海部特例区域においては、１年ごとに事後届出をすることが可能です。
※土地の形質の変更の施工方法は、一般管理区域、自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域及び臨海部特例区域でそれぞれ異なります。

# 6．指定区域の指定の解除

指定区域において、汚染の除去等の措置が実施され、区域指定の事由がなくなった場合には、知事はその指定を解除し、公示します。

要措置区域又は要措置管理区域において、封じ込めや盛土、不溶化埋め戻し等の措置を行い、土壌汚染が残っている場合は、要措置区域は形質変更時要届出区域に、要措置管理区域は要届出管理区域に指定されます。

知事は、それぞれの汚染区域について、全部又は一部の指定を解除した範囲及び措置の方法等を記載した台帳を作成・保管しており、台帳は、窓口で閲覧することができます。

# 7．汚染土壌の搬出に係る規制

## ①汚染土壌の搬出に係る届出

指定区域内の土地の土壌を区域外へ搬出しようとする者（搬出者）は、搬出する14日前までに、知事にその旨を届け出る必要があります。

搬出に係る運搬の計画が、法又は条例に定める運搬基準に適合しない等の場合には、知事から計画の変更を命じられることがあります。

汚染土壌の搬出者は管理票より、汚染土壌の適正な運搬や処理について確認する必要があります。

**■汚染土壌の搬出者とは・・・**

汚染土壌の搬出者とは、その搬出に関する計画の内容を決定する者であり、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する者（発注者、又は計画策定と施行管理を行うゼネコン等元請業者）が該当します。

## ②汚染土壌の処理

特定有害物質による汚染土壌を搬出する場合には、知事の許可を受けた汚染土壌処理業者に処理を委託する必要があります（自然由来等で指定された形質変更時要届出区域等については、特例があります。）。

※汚染土壌処理業者については、環境省のホームページを参照してください。

ダイオキシン類による汚染土壌を搬出する場合には、搬出先の施設において、処理が適切に行われることについて、事前に知事の確認を受ける必要があります。知事は以下の事項について確認を行います。

①施設の種類、構造、処理能力
②処理方法
③保管設備の場所、構造、容量
④処理後の土壌を再処理する場合、再処理をする施設の種類、構造、処理能力
⑤運搬及び処理における環境保全対策
⑥その他必要となる規制等の遵守

## 8．土地の所有者等の責務

土地の所有者等は、管理有害物質による土壌の汚染状況の把握に努めるとともに、人の健康被害が生じないよう努める必要があります。

また、他の土地から土砂を受け入れて造成を行う際、その性状等に関する情報を搬出する者に求めるなど、受入土砂の性状の把握に努める必要があります。

## 9．施設設置者の調査への協力

有害物質使用特定施設等を設置していた者は、当該土地における土壌調査を行う指定調査機関に対して、使用等のあった管理有害物質の種類等の情報を提供するよう努める必要があります。

## 10．施設設置者の土地の所有者等への情報提供

有害物質使用特定施設等を設置する者は、土地の所有者等へその施設で使用等している管理有害物質の種類の情報を速やかに提供するよう努める必要があります。また、設置されている有害物質使用施設等の使用の方法を変更した者は、その変更によって当該特定施設等で使用等する管理有害物質の種類が増加した場合、土地の所有者等へ増加した管理有害物質の種類に関する情報を速やかに提供するよう努める必要があります。

## 11．自主調査等の指針に基づく指導や助言

大阪府では、法及び条例の適用を受けない自主調査等※の実施に関する基本的な事項を定めたものとして、「大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針」（以下「自主調査等の指針」といいます。）を策定しています。

※自主調査等　・自主的な土壌調査（自主調査）
・汚染の除去等の措置（自主措置）
・自主調査により土壌の汚染状態が管理有害物質の指定基準に適合しないと認められる土地における形質の変更（形質変更）

自主調査等の指針の主な内容は以下のとおりです。

（１）自主調査等の指針の対象となる自主調査等

・法及び条例の適用を受けないすべての自主調査等を対象とします。
・自主調査は土壌汚染状況調査の全部を指定調査機関に委託して行ってください。

（２）自主調査の実施

・自主調査等の実施者は以下のことを行うこととします。

①自主調査の実施：地歴調査の結果をもとに、条例の方法に準拠して自主調査の実施計画を作成し、これに基づき調査を実施し、その結果を取りまとめます。

②自主措置の実施：条例に準拠して、土地の汚染状況等に応じた措置の種類を選定するとともに計画を作成し、これに基づき措置を実施します。

③形質変更の実施：条例に準拠した形質変更の施行方法により形質変更の計画を作成し、これに基づき形質変更を実施します。

（３）相談・助言等

・自主調査等の実施者は自主調査等の方法に関して、適宜、府の指導又は助言を受けることができます。

・以下の各段階で内容を知事に報告し、指導又は助言を受けることが望ましいと考えられます。

①調査計画策定時（地歴調査をもとに作成した、調査対象物質と試料採取地点についての計画）

②調査終了時

③措置計画策定時

④工事終了時・措置完了時（地下水モニタリング実施時を含む）

⑤形質変更計画策定時

⑥形質変更完了時

（４）自主調査等の情報提供

・自主調査等の実施者は、結果について周辺住民に情報提供するよう努めてください。

・知事は、報告を受けた自主調査等の結果の情報を整理し、必要に応じて情報提供します。

（５）自主調査等の結果の記録等

・自主調査等の実施者は、結果の記録の保管と引き継ぎに努めてください。

※自主調査等についての指導・助言を受ける場合は、大阪府、又は土壌汚染対策制度を所管する各市町村の環境部局にお問合わせください（お問合わせ先は最後のページを参照してください）。

※調査計画、措置計画及び形質変更実施計画については、法又は条例に基づく義務として実施する場合も、着手前に大阪府等所管する行政に報告と相談を行うように努めてください。

# 【管理有害物質及び基準値】

| 分類 | | | 項目 | 含有量基準（指定基準）(mg/kg) | 溶出量基準（指定基準）(mg/L) | 第二溶出量基準 (mg/L) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 管理有害物質（府条例） | 特定有害物質（土壌汚染対策法） | 揮発性有機化合物（第1種特定有害物質） | クロロエチレン（塩化ビニルモノマー） | ――― | 0.002 以下 | 0.02 以下 |
| | | | 四塩化炭素 | ――― | 0.002 以下 | 0.02 以下 |
| | | | 1,2－ジクロロエタン | ――― | 0.004 以下 | 0.04 以下 |
| | | | 1,1－ジクロロエチレン（塩化ビニリデン） | ――― | 0.1 以下 | 1 以下 |
| | | | 1,2－ジクロロエチレン | ――― | 0.04 以下 | 0.4 以下 |
| | | | 1,3－ジクロロプロペン（D-D） | ――― | 0.002 以下 | 0.02 以下 |
| | | | ジクロロメタン（塩化メチレン） | ――― | 0.02 以下 | 0.2 以下 |
| | | | テトラクロロエチレン（パークロロエチレン） | ――― | 0.01 以下 | 0.1 以下 |
| | | | 1,1,1－トリクロロエタン | ――― | 1 以下 | 3 以下 |
| | | | 1,1,2－トリクロロエタン | ――― | 0.006 以下 | 0.06 以下 |
| | | | トリクロロエチレン | ――― | 0.01 以下 | 0.1 以下 |
| | | | ベンゼン | ――― | 0.01 以下 | 0.1 以下 |
| | | 重金属等（第2種特定有害物質） | カドミウム及びその化合物 | カドミウム 45 以下 | カドミウム 0.003 以下 | カドミウム 0.09 以下 |
| | | | 六価クロム化合物 | 六価クロム 250 以下 | 六価クロム 0.05 以下 | 六価クロム 1.5 以下 |
| | | | シアン化合物 | 遊離シアン 50 以下 | シアンが検出されないこと | シアン 1 以下 |
| | | | 水銀及びその化合物 | 水銀 15 以下 | 水銀 0.0005 以下 | 水銀 0.005 以下 |
| | | | うちアルキル水銀 | | 検出されないこと | 検出されないこと |
| | | | セレン及びその化合物 | セレン 150 以下 | セレン 0.01 以下 | セレン 0.3 以下 |
| | | | 鉛及びその化合物 | 鉛 150 以下 | 鉛 0.01 以下 | 鉛 0.3 以下 |
| | | | 砒素及びその化合物 | 砒素 150 以下 | 砒素 0.01 以下 | 砒素 0.3 以下 |
| | | | ふっ素及びその化合物 | ふっ素 4000 以下 | ふっ素 0.8 以下 | ふっ素 24 以下 |
| | | | ほう素及びその化合物 | ほう素 4000 以下 | ほう素 1 以下 | ほう素 30 以下 |
| | | 農薬等（第3種特定有害物質） | シマジン（CAT） | ――― | 0.003 以下 | 0.03 以下 |
| | | | チオベンカルブ（ベンチオカーブ） | ――― | 0.02 以下 | 0.2 以下 |
| | | | チウラム | ――― | 0.006 以下 | 0.06 以下 |
| | | | ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル） | ――― | 検出されないこと | 0.003 以下 |
| | | | 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。） | ――― | 検出されないこと | 1 以下 |
| | ダイオキシン類 | | | 1000pg-TEQ/g 以下 | ――― | ――― |

（注） mg/kg（土壌1キログラムにつきミリグラム）、 mg/L（検液1リットルにつきミリグラム）、
pg-TEQ/g（土壌1グラムにつきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）

※カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンは省令等の改正により、令和３年４月１日から基準値が変更になりました。

## ■土壌汚染対策制度等に関するお問合わせ先

以下に示す市町村の区域については、右のＡ～Ｃ欄に○を付した事務について、各市町村が事務を行っていますので、各市町村の環境担当部局にお問合わせください。
（Ａ欄に○のある市町村域においては、このパンフレットに「知事」とあるのは、「市町村長」に読み替えます。）
それ以外の区域については、大阪府にお問合わせください。

**担当事務**
- **Ａ欄：土壌汚染対策法、条例の土壌汚染対策制度**
- **Ｂ欄：水質汚濁防止法の特定施設、条例の届出施設（水質）の有無照会**
- **Ｃ欄：ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設の有無照会**

| 自治体名 | 担当課・係 | 電話番号 | 担当事務 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | A | B | C |
| 大阪府 | 環境農林水産部 環境管理室　事業所指導課<br>化学物質対策グループ（地盤環境担当） | 06-6210-9579 | ○ | ○ | ○ |
| 大阪市 | 環境局　環境管理部　環境管理課<br>土壌汚染対策グループ | 06-6615-7926 | ○ | ○ | ○ |
| 堺市 | 環境局　環境保全部　環境対策課　水質環境係 | 072-228-7474 | ○ | ○ | ○ |
| 岸和田市 | 環境農林水産部　環境保全課　事業所指導担当 | 072-423-9462 | ○ | ○ | ○ |
| 豊中市 | 環境部　環境指導課　環境保全係 | 06-6858-2105 | ○ | ○ | ○ |
| 吹田市 | 環境部　環境保全指導課 | 06-6384-1850 | ○ | ○ | ○ |
| 高槻市 | 市民生活環境部　環境政策課 | 072-674-7486 | ○ | ○ | ○ |
| 枚方市 | 環境部　環境指導課　事業所指係 | 050-7102-6014 | ○ | ○ | ○ |
| 茨木市 | 産業環境部　環境保全課　指導係 | 072-620-1644 | ○ | ○ | ○ |
| 八尾市 | 環境部　環境保全課 | 072-994-3760 | ○ | ○ | ○ |
| 寝屋川市 | 環境部　環境保全課 | 072-824-1021 | ○ | ○ | ○ |
| 東大阪市 | 環境部　公害対策課　水質・土壌担当 | 06-4309-3000（代表） | ○ | ○ | ○ |
| 池田市<br>箕面市<br>豊能町<br>能勢町 | 池田市　まちづくり環境部　環境政策課<br>（４市町の区域について、池田市が対応窓口となります。） | 072-754-6647 | ○ | ○ | ○ |
| 泉大津市<br>忠岡町 | 泉大津市　市民生活部　環境課　環境推進係<br>（２市町の区域について、泉大津市が対応窓口となります。） | 0725-33-1131（代表） | ○ | ○ | ○ |
| 河内長野市 | 地域資源循環部　環境政策課<br>環境保全グループ | 0721-53-1111（代表） | ○ | ○ | ○ |
| 富田林市 | 市民人権部　環境衛生課　生活環境係 | 0721-25-1000（代表） | ○ | ○ | ○ |
| 大阪狭山市 | 市民生活部　生活環境グループ | 072-366-0011（代表） | ○ | ○ | ○ |
| 太子町 | まちづくり推進部　環境農林課 | 0721-98-5522 | ○ | ○ | ○ |
| 河南町 | まち創造部　都市環境課　美しいまち係 | 0721-93-2500（代表） | ○ | ○ | ○ |
| 千早赤阪村 | 産業建設部　農林環境課 | 0721-72-0081（代表） | ○ | ○ | ○ |
| 阪南市 | 市民部　生活環境課 | 072-471-5678（代表） | ○ | ○ | ○ |
| 和泉市 | 環境産業部　環境政策室　環境保全担当 | 0725-99-8121 | ○ | ○ | ○ |
| 松原市 | 市民生活部　環境予防課　環境保全係 | 072-334-1550（代表） | ○ | ○ | ○ |
| 貝塚市 | 市民生活部　環境衛生課 | 072-433-7186 | ○ | ○ | ○ |
| 守口市 | 環境下水道部　環境対策課 | 06-6992-1508 | | ○ | ○ |
| 熊取町 | 住民部　環境課　環境グループ | 072-452-6098 | ○ | | |
| 門真市 | 環境水道部　環境政策課 | 06-6902-7212 | | | ○ |
| 泉佐野市 | 生活産業部　環境衛生課 | 072-463-1212（代表） | ○ | ○ | ○ |

※上記の市町村以外の一部の自治体についても、今後、法及び条例の土壌汚染対策に係る事務を行う可能性があります。
詳細は大阪府にお問合わせください。
大阪府域の土壌汚染対策制度の詳しい内容、指定区域の情報はホームページにも掲載しています。
https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kankyohozen/jiban/index.html

## ■下水道法の特定施設に関するお問合わせ先

各市町村の公共下水道担当部局にお問合わせください。（枚方市・寝屋川市・東大阪市の区域については、各市の環境担当部局にお問合わせください。）

大阪府
環境農林水産部環境管理室事業所指導課化学物質対策グループ　　令和７年12月作成
〒559-8555　大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎21階
TEL 06-6210-9579(直通)／FAX 06-6210-9584

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。